

禁裏・近衛家の蔵書形成過程一端

——国文研マイクロ資料・データベースを活用しながら——

久保木 秀 夫

緒言

ている二文庫である。

万治四年禁裏焼失本の復元

国文学研究資料館では創立以来三十年以上にわたり、全国各地に伝わっている古典籍類をマイクロフィルムに撮影して一般公開し続けている（近年はデジタル画像化も推進している）。それと同時に、日本古典文学を中心とする人文学の発展に寄与し得る各種データベースの開発・運用にも積極的に取り組んでいる。本論ではそうした国文研の根幹事業が、古典文学研究上のどのような成果に結びついていくかという一例を示したい。具体的にはマイクロ資料と、日本古典籍総合目録をはじめとするデータベースとを活用していくことにより、室町時代末期～江戸時代初期頃における皇族の蔵書・貴族の蔵書の形成過程の一端について、古典籍の実物そのものを扱う以前に、ある程度明らかにできてしまう場合がある、という指摘をしたい。対象とするのは禁裏文庫と、今日陽明文庫として現存している五棋家筆頭近衛家の蔵書という、古典文学研究上とりわけ重要な地位を占め

まずは江戸時代初期の禁裏文庫について概説しておく。室町時代後期の後土御門天皇以来、歴代の天皇によって約二百年の長きにわたって著積されてきた禁裏文庫の具体的内容については、東山御文庫蔵「古官庫歌書目録」（以下「東山目録」と略）や大東急記念文庫蔵「禁裏御蔵書目録」（「大東急目録」）などによって知ることができる。それらの蔵書のほとんどは、残念ながら万治四年（一六六二）正月十五日の禁裏火災によって灰燼に帰してしまった。しかしながら先般、

A 「万治四年禁裏焼失本復元の可能性——書陵部御所本私家集に基づく——」（吉岡眞之氏・小川剛生氏編『禁裏本と古典学』所収、二〇〇九年三月、塙書房）

B 「宮内庁書陵部蔵『法門四十七首和歌』翻刻・解題——南朝末期歌壇に關する新出資料——」〔中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究——高松宮家伝来禁裏本を中心として——研究調査報告2（平成十九年度）〕所収、二〇〇八年三月

C 「万治四年禁裏焼失本復元の可能性——仮名散文を中心に——」〔科学研究費補助金・基盤研究（B）「室町後期禁裏本の復元的研究」〕（研究代表者・武井和人氏）における口頭発表、二〇〇八年九月

D 「万治四年禁裏焼失本復元の可能性——歌学歌論書・定数歌・歌会の場合——」〔武蔵野文学〕第五十七集、二〇〇九年十一月

という拙論で論じたように、今日の宮内庁書陵部御所本の中には、万治四年禁裏焼失本の焼失以前の転写本が少なからず含まれていたのであった。拙論の論旨をごく簡潔にまとめてみると、まず、

(1) 藍色地花卉唐草文様綴子表紙を備えた縦二十三・七cm×横十七・五cm前後の列帖装四半本

(2) 藍色地花卉唐草文様綴子表紙を備えた縦十六・五cm×横十七・五cm前後の列帖装六半本

という書誌的特徴を持った御所本に關しては、ほぼ間違いなく焼失以前の模写本、もしくは模写とまでは言えなくてもかなり忠実な転写本であると推断できそうなこと（拙論A）、また、

(3) 菊花文様ほか摺り出しの種々の紙表紙を備えた縦二十八・二cm×横二十・五cm前後の袋綴本

(4) 薄茶色地梅花文様綴子表紙を備えた縦二十三・七cm×横十七・五cm前

後の列帖装四半本

(5) 薄茶色地梅花文様綴子表紙を備えた縦十六・五cm×横十七・五cm前後の列帖装六半本

(6) 水色地木瓜文様綴子表紙を備えた縦二十三・七cm×横十七・五cm前後の列帖装四半本

(7) 水色地木瓜文様綴子表紙を備えた縦十六・五cm×横十七・五cm前後の列帖装六半本

という書誌的特徴を持った御所本（及び宮内省旧蔵・国立国会図書館現蔵本）の中にも、焼失以前の模写本もしくは転写本が含まれている可能性が高そうなこと（拙論A B C D）、ただしすべてがそうとは必ずしも限らず、今後の厳密な選別が必要であること（拙論C D）、のようになる。(1)~(7)に該当するものとして、これまでに指摘してきた書目は次の七十点である。

なお掲出書名は外題に拠る。それぞれの図版については各拙論をご参照願いたい。

(1) 三十二点：後鳥羽院御集（五〇一―二六）・伏見院御集（五〇一―二七）・中院詠草（五〇一―二八）・鴨長明集（五〇一―二九）・実方中将集（五〇一―三〇）・有房中将集（五〇一―三一）・萱斎院御集（五〇一―三二）・思女集（五〇一―三三）・深養父集（五〇一―三四）・馬内侍集（五〇一―三五）・六条修理大夫集（五〇一―三六）。

中納言俊忠卿集（五〇一―三七）・基俊集（五〇一―三八）・郁芳三品集（五〇一―三九）・長能集（五〇一―四〇）。

田多民治集（五〇一―四一）・和泉式部集（五〇一―四二）。

清輔朝臣集（五〇一―四三）。

- (三)・小侍従集(五〇一―四四)・相模集(五〇一―四五)・清慎公集(五〇一―四六)・柿本集(五〇一―四七)・檜垣姫集(五〇一―四八)・源順集(五〇一―四九)・菅家御集(五〇一―五〇)・伊勢大輔集(五〇一―五一)・赤染衛門集(五〇一―五二)・重之娘集(五〇一―五三)・公忠集(五〇一―五四)・俊成卿女集(五〇一―五五)・小大君集(五〇一―五六)・待賢門院堀河集(五〇一―五七)
- (2)十五点：惟成弁集(五〇一―五九)・刑部卿頼輔集(五〇一―六〇)・三位中将公衡卿集(五〇一―六一)・源太府卿集(五〇一―六二)・兼澄集(五〇一―六三)・長秋草(五〇一―六四)・為頼集(五〇一―六五)・俊成卿女集(五〇一―六六)・西宮左大臣集(五〇一―六七)・猿丸大夫集(五〇一―六八)・三条右大臣集(五〇一―六九)・九条右丞相集(五〇一―七〇)・資隆朝臣集(五〇一―七一)・本院侍従集(五〇一―七二)・覺綱集(五〇一―七三)
- (3)二十三点：今物語(二五〇―一四一)・とはすかたり(二五四―五八)・五代帝王物語(二六〇―三六)・法門四十七首和哥(四〇五―一二九)・清少納言枕草子(四五九―一一)・紅塵灰集(五〇一―一六五)・慕風愚吟集(五〇一―一六九)・関藤河(五〇一―一七八)・和哥童蒙抄(五〇一―一八一)・代々御集(五〇一―一八四五)・慕風抄(五〇一―一八七二)・さ夜のね覚(五〇二―一六四)・東齋隨筆(五〇二―一六五)・大和物語(五〇二―一六九)・道行觸(五〇二―一七四)・唐物語(五〇二―一八二)・大鏡(五五七―一六八)・ます鏡(五五七―一六九)・水か、み(五五七―一七〇)・三國伝記(ひ―一八―四六、宮内省

- 旧蔵、国立国会図書館現蔵、以下同)・竹むきか記(み―九二)・老少談(わ―一五九―一四二)・蜻蛉日記(わ―九一五・三―一七―一三)
- (4)四点：蓮性陳状(五〇一―一三八四)・雑談記(五〇一―一三八六)・新撰髓腦(五〇一―一三八八)・詠歌大概(五〇一―一四六二)
- (5)四点：正風躰抄(五〇一―一三八七)・八雲一言記(五〇一―一三九二)・為兼卿和歌抄(五〇一―一三九五)・玄々集(五〇一―一四〇二)
- (6)四点：堯孝一夜百首(五〇一―一三五〇)・宋世百首(五〇一―一三五五)・夢窓国師百首(五〇一―一三五八)・法華廿八品哥(五〇一―一三七五)
- (7)四点：家隆卿三十首(五〇一―一三二八)・応仁三年三月百首(五〇一―一三三三)・後小松院御百首(五〇六―一六八)・藏御百首/後
- 光厳院百首御歌(後筆)(五〇六―一六九)
- ちなみに以上のような御所本の存在と性格とを明らかにできたのも、そもそもはマイクロ資料を閲覧して、東山目録の記載とよく合致する典籍が御所本の中に多数含まれていること、かつそのほとんどが同一表紙を備えていることに気づき得たからにはかならない。このように一所蔵先の蔵書の姿を一度に確認できるといっても、マイクロ資料の大きな利点と言つてよからう。
- 同一系統・同一類の陽明文庫本

さてここからが本題である。右に言及してきた作品に限らず、とにかく

東山目録に記載されている作品のすべてについて、日本古典籍総合目録で検索していき、伝本の現存状況を調べてみる、ということを一度してみた。そうしたうちに気づいてきたのは、各作品ごとに挙がってくるさまざまな所蔵先のひとつとして、陽明文庫の名がしばしば見出されてくるということだった。例えば東山目録に、

弄花抄 七、(源氏抄^四)

とある「弄花抄」について、日本古典籍総合目録で検索してみると、

統一書名 弄花抄(略) 国書所在【写】内閣(一〇冊)、宮書(「源氏物語聞書」、一冊)(二〇冊)(七冊)、岡山大池田(「聞書」、室町末期写七冊)、京大(「源氏物語弄花抄」、七冊)、国学院(「源氏物語聞書」、欠本、一冊)、東大(七冊)、竜谷(「源氏物語弄花抄」、室町時代写七冊)、鳥原(「弄花」、七冊)、彰考(「弄花」、七冊)、神宮(「源氏物語弄花抄」、一冊)、大東急(「弄花抄」、室町末期写一冊)、天理(「弄花抄」、室町末期写七冊)(第二冊・四冊尾欠、室町末期写六冊)(第一冊欠、室町末期写六冊)(江戸中期写一三冊)(二〇冊)
(第一・四冊欠、五冊)、穂久邇(「源氏物語弄花抄」、江戸中期写一〇冊)、陽明(「弄花抄」、江戸初期写七冊)

という結果が得られ、陽明文庫にも「江戸初期写」の「七冊」本が蔵されていることが知られる。もちろんたったこれだけならば、単なる偶然の一致というだけで終わってしまうのかもしれない。しかしながらここにまた次のような事例も存在しているのである。

すなわち東山目録には、

愚聚抄 一、(和歌諸抄)

和歌秘要抄^有 一、(夏御擔子)

一品経和歌 一、(秋御擔子)

明題古今抄^有 一、(恋御擔子)

■華寺縁起 一、(黒御擔子第二) ※■は法の誤写とみられる

といった記載が見られるが、日本古典籍総合目録によれば、

統一書名 愚聚抄(略) 国書所在【写】陽明(二冊)(拔書、一冊)

統一書名 和歌秘要抄(略) 国書所在【写】陽明

統一書名 一品経和歌(略) 国書所在【写】陽明【複】(活)釈教歌詠

全集一

統一書名 明題古今抄(略) 国書所在【写】陽明(室町末期写)

統一書名 法華寺縁起(略) 国書所在【写】陽明

のようであり、いずれも今日においては天下の孤本として陽明文庫本のみが伝わっているに過ぎない、という事実が判明してくるのである。また孤本であるとは言えないものの、東山目録の、

三十六人歌合

中古三十六人歌合 并百人一首 一、(夏御擔子)

新三十六人歌合

という記載に対して、この四作品を一冊のうちに収録している典籍としても、やはり日本古典籍総合目録に拠る限りは唯一、

子書誌 三十六人歌合、中古三十六人歌合、新三十六人歌合、百人一

首

所蔵者 陽明文庫、近12441365

という陽明文庫本のみらしいということも知られる。なお「和歌秘要抄」「法華寺縁起」を除いた各作品については、国文研マイクロ資料にもすでにそれぞれ次のように含まれている。

・愚聚抄

記載書名 愚聚抄、外

刊写の別 写

形態 1冊

所蔵者 陽明文庫、近243/20、M

マイクロ・デジタル情報 55-148-7、C4493、25コマ、

E

・愚聚抄抜書

記載書名 愚聚抄／抜書、内

刊写の別 写

形態 1冊

所蔵者 陽明文庫、近243/14、M

マイクロ・デジタル情報 55-148-6、C4492、26コマ、

E

・一品経和歌

記載書名 ^(マ) **経和歌、外

刊写の別 写

形態 1冊

所蔵者 陽明文庫、近142/50、M

マイクロ・デジタル情報 55-187-5、C4566、67コマ、

E

・明題古今抄

記載書名 明題古今抄、内、明題古今抄、外

刊写の別 写

形態 1冊

所蔵者 陽明文庫、142・43、M

マイクロ・デジタル情報 55-49-13、C2695、53コマ、

E

・三十六人歌合 中古三十六人歌合 新三十六人歌合 并百人一首

刊写の別 写

書誌構造 合写

子書誌 三十六人歌合、中古三十六人歌合、新三十六人歌合、百人

一首

所蔵者 陽明文庫、近12441365、M

マイクロ・デジタル情報 55-185-14-E、E、C539

2、E

(マイクロ／デジタル資料・和古書所蔵目録、以下この書式はすべて同)

ともあれここに至って万治四年禁裏焼失本と、陽明文庫として現存する近衛家の蔵書との間には、あるいは相当に密接な関係があったのではなか

ろうか、もつとはっきり言えば、いずれかからいずれかへという直接の書承関係があったのではなからうか、と見通されてくることになる。

そこで東山目録に記載されている各作品の本文について、これまでの研究をひとつひとつ確認・点検していつてみると、なかなか興味深いことがわかってくる。それは各作品ごとに複数の伝本が現存している場合において、まずその伝本中に前述(1)〜(7)のいずれかの特徴を持つ御所本が含まれており、またその御所本と同一系統・同一類に属する伝本が少ない数しか見つかっておらず、さらにその少ない中に陽明文庫本が含まれているという事例が、実はいくつも見つかるといふことである。

例えば前引御所本「九条右丞相集」(五〇一―七〇)。杉谷寿郎氏によると「師輔集」約三十本のうち、当該御所本と同じく乙類に属するのは唯一、記載書名 九條右丞相御集、扉、九條右丞相御集、外

刊写の別写

形態 1冊

所蔵者 陽明文庫、M

マイクロ・デジタル情報 55―45―2、C2650、13コマ、E
という陽明文庫本「九条右丞相御集」のみだということである。¹⁾

また例えば前引御所本「玄々集」(五〇一―四〇二)。川村晃生氏によると、当該御所本は三類本甲類に分類されるといい、かつ同類の伝本としてはほかに室町時代末期写の、

記載書名 玄々集、内、玄々集、外

刊写の別写

形態 1冊

所蔵者 陽明文庫、M

マイクロ・デジタル情報 55―44―6、C2646、21コマ、E
という陽明文庫本と、江戸時代中期写の谷山茂旧蔵残欠本とがあるのみと
いい、しかもうち陽明文庫本については、

本書(論者注、陽明文庫本)は、三類本の中で書陵部本(論者注、当該御所本)と酷似する一本である。三類本の特徴のみにとまらず、前記の書陵部本の特徴すべてをそのまま踏襲する。くわえて細部においても書陵部本と共通する部分が多く、例えば一四三番左注にみえる「前一条院」を両書とも「先一条院」と表記し「先」に「前敷」と傍書する如くである。

のように指摘できるという。²⁾

さらに例えば前引御所本「為兼卿和歌抄」(五〇一―三九五)。この歌論書は伝本自体が稀であり、当該御所本を除いて現在確認されているのは、室町時代初期写の冷泉家時雨亭文庫本と、室町時代後期頃写の、

記載書名 為兼卿和哥抄、外

刊写の別写

形態 1冊

所蔵者 陽明文庫、近/243/25、M

マイクロ・デジタル情報 55―152―1、C4535、18コマ、E
という陽明文庫本、及び聖護院本のみという。³⁾うち聖護院本の詳細は未詳であるが、残り三本の関係についてはすでに「冷泉家時雨亭叢書」解題に

おいて、

書陵部本・陽明文庫本は同系統の本であるが、時雨亭文庫蔵本も同系と見られる。漢字・仮名の異同などは多いが、時雨亭文庫蔵本が元の形に近いことは、「いともいきをひもをしなへて作者の□□□□か
れもこれもすへてあらぬことなるゆへに」(略)とある所、陽明文庫本には、「優にいきほひもをしなへてあらぬ事なるゆへに」とあり、書陵部本も同様で、当本が早く虫損で読めなくなっていたのを、ある時点で書写した本が、意味の通ずるように省略したのではないかと思われる。

のように論じられており、やはり中でも当該御所本と陽明文庫本との関係が密接であることが知られる。

こうした場合に想定できる、陽明文庫本を含めた伝本派生状況としては、次の四つが挙げられようか。

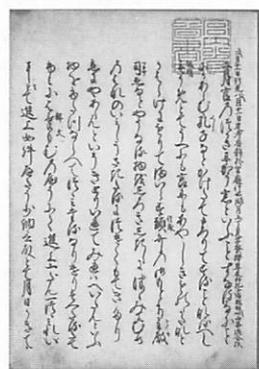
- ① 陽明文庫本↓禁裏文庫本↓御所本と転写された(=御所本の祖本・禁裏文庫本の親本が陽明文庫本だった)
- ② 禁裏文庫本↓御所本↓陽明文庫本と転写された(=陽明文庫本の親本が御所本だった)
- ③ 禁裏文庫本↓御所本、禁裏文庫本↓陽明文庫本と別々に転写された(=御所本と陽明文庫本とは共に禁裏文庫本を親本とする兄弟本だった)

④ 現在知られないほかの伝本も介在しており、①③などよりもっと複雑な過程を経て派生していった(=禁裏文庫本と陽明文庫本との直接

的書承関係はなかった)

しかし繰り返し述べているように、これら「九条右丞相集」「玄々集」「為兼卿和歌抄」といった御所本に関しては、焼失以前の禁裏文庫本の模写本、もしくはかなり忠実な転写本であるとみられる。その御所本から垣間見られる禁裏文庫本は、いずれも相当な古写本だったと推察される。一方の陽明文庫本は、マイクログ資料の図版を閲覧する見る限りでは、いずれも室町時代後〜末期頃の写本と認めてよさそうなので、そのような陽明文庫本から、禁裏文庫本のような古写本が派生するとは考えにくく、よって右のうちまず①は成り立ちにくいということになろう。また②についても、御所本は江戸時代初期頃の写本、陽明文庫本は今も述べたとおり室町時代後〜末期頃の写本らしいので不可である。従って残るは③か④かということになる。そのいずれであるかの判断は、これら三点の事例だけでは困難だろう。

ところがここで、図版1に掲げる御所本「清少納言枕草子」(四五九—一)のような事例も見つかるのである。当該御所本については拙論Cで、東山目録に記載されている、



図版1 清少納言枕草子

清少納言枕草子^{上中} 三、(黒御擔子第六)

という一本の焼失以前の転写本たる可能性が高いことを指摘しておいた。すると注目されてくるのは、

記載書名 (空欄)

刊写の別 写

形態 3冊

所蔵者 陽明文庫、マ・16、M

マイクロ・デジタル情報 55-39-4、F316、22コマ、E

という陽明文庫本の存在である。杉山重行氏によると、この陽明文庫本は右の御所本と「丁数を同じくし、一面行数・字体も近似」しているのみならず、本文的にも「最も近い関係」にあるものの「親子にはあらず、兄弟本のごとき」関係か、と推定されるというのである⁴。従って確かに御所本の親本が焼失以前の禁裏文庫本だったのであれば、陽明文庫本の親本もそれと同一の禁裏文庫本だったと考えられるということになる。

こうした事例を視野に入れると、先の「九条右丞相集」「玄々集」「為兼卿和歌抄」についても右と同様④ではなく、③のような禁裏文庫本からの直接の転写本だった可能性が俄然高まってくるようである。もしその見方が認められるとするならば、また前掲した「愚聚抄」以下、今日陽明文庫本のみ孤本となっている六点の中にも、やはり焼失以前の禁裏文庫本を親本としたものが含まれているのではなからうか、とも思われてくる。さらに以上に取り上げてきた以外にも、例えば東山目録記載の、

三代集拔書^{并伊勢大和} 一、(吉夏御擔子)

という書目について、今日知られる伝本が、図版2のような御所本「三代集拔書^{并伊勢大和}」(五〇二―二五)と、

記載書名 三代集拔書/并伊勢/大和、扉

刊写の別 写

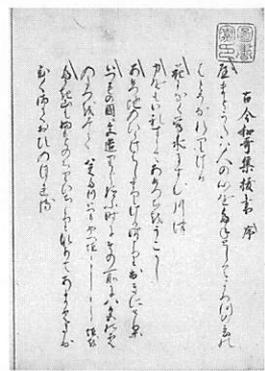
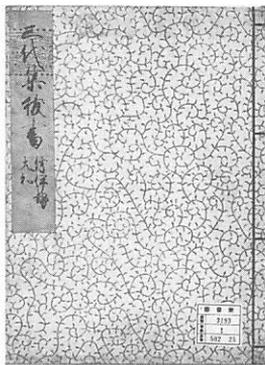
形態 1冊

所蔵者 陽明文庫、近/243/23、M

マイクロ・デジタル情報 55-137-1-2-1、28コマ、EC

という陽明文庫本の二本のみとなっており、また御所本の書誌的特徴が前述③に一致していることなどもある。なおかつマイクロ資料に基づく形で御所本と陽明文庫本の図版を見比べてみると、先の「清少納言枕草子」の場合と同様、一面行数と字詰めとが完全に一致しているということもわかる。そうした点、おそらくはこれも「清少納言枕草子」と同様に、③に当てはまる事例と位置付けることができるのはなからうか。

以上、陽明文庫本の中にも御所本同様、焼失以前の禁裏文庫本を親本としたものが含まれているのではないかという見通しを述べてきた。実はそ



図版2 三代集拔書付伊勢大和

の証左となりそうな陽明文庫本が現存している。それは、

記載書名 水無瀬殿御奉納百首續哥、内

刊写の別写

形態 1冊

所蔵者 陽明文庫、近／142／62、M

マイクロ・デジタル情報 55―204―2、19コマ、E

C6603、19コマ、E

という一本である。当該本は、陽明文庫本にしては比較的珍しく、

以 官本写之後柏原院

再三加校合了

寛永元霜朝初四信尋（花押）

のような近衛信尋による書写奥書を持っている。この奥書から万治四年を遡ること三十七年の寛永元年（一六二四）に、「官本」すなわち禁裏文庫蔵の後柏原院宸筆本を親本として、近衛信尋が書写した本だったということが明らかとなるだろう。そして実際東山目録には、

水無瀬殿御奉納百首統歌後柏原院 一々（秋御擔子）

という記載が見られ、右奥書ときれいに整合してくるわけである。焼失以前の禁裏文庫本からの直接の転写本が、陽明文庫の蔵書の中に現存しているという見通し自体は、これによって裏付けられたと言うことができよう。

問題いくつか

ただしもちろん、禁裏文庫本との関連が推定される陽明文庫本のすべてについて、そうと断じてよいわけではない。例えば東山目録には、

大塊秘抄後柏原院 一冊（黒御擔子第五）

という記載がある。一方、陽明文庫本の中にも、

記載書名 大塊秘抄、外

刊写の別写

形態 1冊

所蔵者 陽明文庫、近230―10、M

マイクロ・デジタル情報 55―511―4、38コマ、

という一本が含まれている。しかもこの陽明文庫本にも、

以官本令書写了一校

という書写奥書が記されており、その親本が禁裏文庫本だったということが知られる。従って当該本の書写年代が万治四年以前であれば、前掲「水無瀬殿御奉納百首統歌」同様、焼失以前の禁裏文庫本の転写本が、陽明文庫本の中に含まれているという傍証とすることができよう。しかしマイクロ資料によって同本の図版を確認してみると、これは万治四年よりも少しあとの書写ではなからうか、と思われるような写本の姿となっている。その場合、右奥書にいう「官本」は、万治四年の火災以後に、後西院や靈元院によって復興された新たな禁裏文庫本のうちの一本だったか、あるいは右奥書自体が書写奥書ではなく本奥書だったか（つまり禁裏文庫本は祖

本ではあっても直接の親本ではなかったか」ということになる。

また例えば東山目録には、

千首和歌（新秋御擔子） 一、（同）

信太社 一、（同）

師兼卿千首 一、（同）

という記載がある。うち「信太社」とあるのは、前後の書目が千首である点、いわゆる「宗良親王千首」のことと認めてよからう。一方、陽明文庫本の中にも、

記載書名 詠千首和調、内、中務卿宗良親王千首、外

刊写の別 写

形態 1冊

所蔵者 陽明文庫、M

マイクロ・デジタル情報 55—206—2、100コマ、E、C662

8、100コマ、E

という一本が含まれている。マイクロ資料の図版につくと、外題は「中務卿宗良千首」、内題は「詠千首和調」となっているが、同本にもやはり奥書があつて、

本云 右信太社之千首以

禁裏之御本書写校合之有

題無歌依他本連々可補焉

のように記されており、この「中務卿宗良千首」が「信太社之千首」であると認識されてもいたこと、かつその祖本が禁裏文庫本だったことが明らか

となる。ただし「本云」とある以上、これは書写奥書ではなく本奥書と認めるべきで、つまり当該本に関しては、禁裏文庫本からの直接の転写本ではないとみられるわけである。こうした事例がある以上、前節までに取り上げてきた陽明文庫本に関しても、たとえ禁裏文庫本との親近性が見出せるにしろ、直接の転写本ばかりではなく、間に最低一本を介した間接の転写本だった場合もあるかもしれない、という可能性は常に考えておく必要がある。

さらに例えば東山目録には、

八雲一言記（夏御擔子） 一、（同）

師説自集（夏御擔子） 一、（同）

という記載もある。一方、陽明文庫本の中にはこの二点を合写した、

記載書名 師説自集奥日、内、師説自見集、外

記載書名 八雲一言記、内

刊写の別 写

形態 1冊

書誌構造 合写の内

所蔵者 陽明文庫、142・58、M

マイクロ・デジタル情報 55—49—5—1、C2687、6コマ、

E

マイクロ・デジタル情報 55—49—5—2、C2687、9コマ、

E

という一本が含まれている。うち「師説自見集」の内題は右のとおり「師

説自集奥田」であり、東山目録の記載とほぼ完全に重なり合っている。また「八雲一言記」についても、半田公平氏の、

現存諸本は、「以後二条院宸翰写之者也」の奥書のある、鳥原図書館松平文庫本、東北大学狩野文庫本（歌学十書、坤、第四門、一〇二九七）、古語深秘抄本と、奥書のない書陵部本（五〇一・三九二）、陽明文庫本（師説自見集と合綴。近・一四二・五八）、祐徳稲荷中川文庫本（一・九・三七〇七）とに二分類することができる（略）。

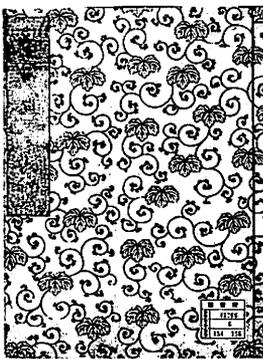
という指摘によると、現存伝本中でも書陵部本と同類であるという⁵。しかもこの書陵部本は、拙論Dで指摘したとおり書誌的特徴(5)を有する御所本のうちの一点でもある。従って当該御所本と当該陽明文庫本とはやはり、共に焼失以前の禁裏文庫本を親本とした兄弟本だったと認めたくなくともころである。ところがそう考えるには問題がひとつあるのであつて、すでに半田氏も言及しているように、陽明文庫本の「八雲一言記」の末尾には、御所本にも他伝本にも見出せない、実に一丁半に及ぶ独自異文が存するのである。こうした場合、この独自異文が禁裏文庫本からの転写後に為された、陽明文庫本における後人の増補ということならば話は早い。が、そうでなければ、なぜ陽明文庫本のみこのような異文が見出せるのか、言い換えればなぜ御所本にこの異文が見出せないのか、ということについての説明がどうしてもつかないのである。これをどのように考えればよいのであろうか、なお検討を続けていきたい。

陽明文庫本が親本の場合

さてここまでは、禁裏文庫本から陽明文庫本へ転写されたという可能性ばかりを追いかけてきた。しかし逆に、実は陽明文庫本の方が、焼失以前の禁裏文庫本の親本となっていたらしい、と推定される事例も見つかることがある。すなわち東山目録には、

歌合^{六八} 六、（冬御擔子）

という記載が存する。一方、御所本の中には整理書名「歌合類聚 十卷本」、外題「哥合」（二五四―一五六）という一本がある。当該御所本は「和漢圖書分類目録」において「巻四、五、七、九缺」と紹介されているとおり、巻一―三・六・八・十のみが書写されている六冊本なのであり、残存状況において右の記載と一致している。しかも図版3のようなその姿からも明らかのように、書誌的特徴も前述(3)と一致している点、当該御所本と焼失以前の禁裏文庫本とが密接な関係にあること自体は間違いないだろう。ところで当該御所本に関しては、久曾神昇氏がいち早く指摘しており、かつ「和漢圖書分類目録」中でも「十卷本」と注記されているとおり、かの陽



歌合類聚 十卷本
五五五年五月廿五日
...

図版3 歌合類聚 十卷本

明文庫伝来の王朝歌合証本のひとつ、いわゆる十卷本歌合からの派生本なのである。ならばそのことは取りも直さず、東山目録記載の焼失以前の禁裏文庫本がまた、おそらくは陽明文庫本からの直接の転写本だったということ、換言すればこれまでとは反対に、禁裏文庫本の直接の親本が陽明文庫本の方だったということをも物語っているはずである。

ただし十卷本歌合に関して言えば、陽明文庫には今日、巻六のほはずべてと巻十の一部分が伝わっているのみであり、残る巻一―三・八と、巻十の残りを含めた五巻はすべて、尊経閣文庫の所蔵となっている。そのように分割分蔵されている十卷本歌合が、なぜ焼失以前の禁裏文庫本、及び当該御所本において一括書写されているのかというと、それについてはやはり久曾神氏が、当該御所本の存在を根拠に、

この歌合巻に関しては古来古筆としてのみ特に注意せられ、その転写本などに就いては殆んど注意せられなかつたのであるが、その写本も今日伝存している。即ち宮内省図書寮に伝はる六冊の歌合は正にこの歌合巻を書写したものである。而してこの六冊は前田家蔵の五巻と他の一巻とを書写したものであり、その六冊には原巻の順序も明記されている。即ち前田家蔵のうち不明の一巻は第八であり前田家に伝存しない一巻に第六としてある。(略)その一巻は如何になつたのであらうか。之は幸にして今日近衛公爵家にそのまゝ、伝存してゐる。(略)この全巻六巻は室町時代後期乃至江戸時代初期まで一緒に存したのである。その当時それがどこに伝存してゐたかについては未だ確証は見出し得ないが、近衛家或は前田家の何れかであつた筈であり、それが恐らく

平安朝より鎌倉、室町時代に伝存したことからして、近衛家に伝来したものであらうと思はれる。(略)而してその第六及び第十巻のうちの論春秋歌合が近衛家に残り、他の大部たる五巻程は前田家に移つたのであらう。

と指摘しているとおり、おそらく本来はすべてが陽明文庫に収蔵されており、その段階で焼失以前の禁裏文庫本が作成されたためかとみられる。換言すれば、禁裏文庫本が作成された万治四年以前のいずれかの時点までは、陽明文庫にはまだ十巻本のうち六巻までが所蔵されていたということである。

かつては近衛家に、十卷本歌合の十巻すべてが伝来していたことについては、十卷本歌合総目録などの発見により萩谷朴氏が論証したところでもある。従つて東山目録などに見えない残りの四巻は、焼失以前の禁裏文庫本が書写されたそれよりも以前に、すでに陽明文庫の庫外に流出していたということにならう。従来必ずしも明瞭ではなかつた十卷本歌合の伝来・分散状況に関して、わずかながらも具体性を与えられたと言えようか。

ただし反証をも述べておく。当該御所本に関して言えば、何しろ十卷本そのものがほぼ当時の形態のまま現存しているのであるから、あるいは焼失以前の禁裏文庫本からの転写ではなく、焼失後の禁裏文庫本の復元を²目指して、あらためて陽明文庫本に基づき模写し直したものではなかつたか、と思われなくてもないわけである。そのいずれであるかの特定はなかなか困難というのが正直なところで、仮に後者だったとすると、万治四年以後もしばらくの間は、十卷本歌合の巻六を除いた残りの五巻は陽明文

庫に伝わっていたということになる。

ともあれ禁裏文庫の形成に際し、近衛家の蔵書もまた重要な役割を果たしていたことについては、十卷本歌合のこの事例からも明らかだろうと思われる。そのほか詳細は未調査ながら、東山目録には、

龍山百首 一、(音秋御擔子)

難題百首 一、(同)

近衛殿御会始哥 一、(音秋御擔子)

詩歌 一、(同)

詩哥 一、(同)

といった記載も存する。いずれも近衛家関係の書目である点、やはり同家の蔵書からの転写本だった可能性を考えてみてもよさそうである。また前述の、東山目録に見える書目が今日陽明文庫本のみ孤本となっている書目の中にも、あるいは禁裏文庫本が陽明文庫本の親本だったのではなく、その逆で、陽明文庫本が禁裏文庫本の親本だったというものがないとも限らない。私見では「愚聚抄」などはその可能性が高いとおぼしく、別に論じる機会を考えている。

栄花物語に関して若干

室町時代後期から江戸時代前期にかけて、皇族の蔵書・貴族の蔵書・武家の蔵書等々が互いに交渉を持っていたことについては、諸記録の博搜や読解によって従来も様々な指摘されてきたことである。が、東山目録・大

東急目録という格好の資料を軸に、現存する古典籍そのものを調査対象とし、古典籍同士の関係を詳しく追求していくことで、禁裏及びその周辺における書物の伝来状況や派生状況、それに伴う文化の伝播状況などがより具体的に把握できるようにもなっていく。

そして中でも古典籍の書承関係・派生状況に関して言えば、本論で述べ来たつたように、国文研のマイクロ資料や日本古典籍総合目録などのデータベースを効果的に活用していくことにより、実地に調査するよりも以前に、ある程度の見取り図を描けてしまうという場合が確かにあるわけである。以てマイクロ資料や各種データベースが極めて有効な研究資料・研究情報たり得ることの証例としたい。

ところで禁裏文庫本と陽明文庫本との以上のような事例をみてきて、論者が個人的に関心を持つのは「栄花物語」に関してである。東山目録に、

栄花物語 (黒御擔子第一・末尾貼紙)

とあり、大東急目録にも、

栄花物語 箱一 (御擔子箱目録)

とあるように、万治四年禁裏焼失本の中には「栄花物語」が含まれていた。一方陽明文庫には、松村博司氏によって古本系統第二種に分類されている、

記載書名 栄花物語、目録

刊写の別 写

形態 40冊

所蔵者 陽明文庫、別置、M

マイクロ・デジタル情報 55—539—3、1116コマ、+2リール、

という四十冊本の「栄花物語」が蔵されている。また松村氏言うところのその古本系統第二種には、さらに、

栄花物語 江戸写 (桂) 四〇 五〇六 二一九

栄花物語 江戸写 (桂) 四〇 五五四 一五

(和漢図書分類目録)

という書陵部桂宮本二本が含まれるともされている。細かい論証を一切省き、いま見通しだけを述べておくと、これら三本はおそらくのところ、ともに焼失以前の禁裏文庫本を親本とした兄弟本だった可能性が高そうである。より一層の徴証を集めたのちに、あらためて論じてみたい問題である。

最後にもうひとつだけ。本論では国文研の収集事業の有効性を繰り返し例証してきたつもりであるが、ここで取り上げた古典籍の中には、実のところいまだ収集対象とされてはおらず、従って国文研では閲覧できないものはいくつか含まれてもいる。例えば御所本の「清少納言枕草子」や「三代集抜書^{清少納言}」などがそうであるし、右に言及した「栄花物語」の桂宮本二点にしてもそうである。前二者については先に図版を引用したが、これらは論者が書陵部に直接申請して入手した紙焼写真に基づいている。書陵部本に限っても、国文研が収集してきたマイクロフィルムは実に七百七十二本にも上っており、中に重要な古典籍が多数含まれていること以上にみてきたとおりであるが、一方で今後の収集が期待される古典籍もなお少なくないわけである。この一点を以てしても、国文研による調査はもちろん、収集事業も不断に進められていってしかるべきかと思われる。

注

- (1) 杉谷寿郎氏「師輔集の性格」(「平安私家集研究」所収、一九九八年十月、新典社)。
- (2) 川村晃生氏「能因法師集・玄々集とその研究」(一九七九年六月、三弥井書店)。
- (3) 「冷泉家時雨亭叢書 第四十卷 中世歌学集 書目集」(為兼卿和歌抄) 解題(一九九五年四月、朝日新聞社)、及び「歌論歌学集成 第十卷 為兼卿和歌抄」解題(一九九九年五月、三弥井書店)。
- (4) 杉山重行氏「三卷本枕草子本文集成」(一九九九年三月、笠間書院)。
- (5) 「松平文庫影印叢書 第十七卷 歌論書・注釈書編」(八雲一言記) 解題(半田公平氏執筆、一九九八年三月、新典社)。
- (6) 久曾神昇氏「傳宗尊親王筆歌合卷研究」(一九三七年一月、尚古舎)。
- (7) 萩谷朴氏「平安朝歌合大成 新訂増補 第五卷」(一九九六年、同朋舎出版、一九六九年初版、私家版)。
- (8) 禁裏焼失本の焼失以前の副本と推断される書誌的特徴(1)~(7)の各文本のうち、(3)を除いた分に關しては、直接の親本と認められそうな古典籍・古筆切の存在は現時点で一切確認されていない。
- (9) 書誌的特徴(3)を備えた御所本について、それらすべてが万治四年禁裏焼失本の焼失以前の転写本であると必ずしも限らない、と先程述べたのは、このような事例が時に見つかるからである。

〔付記〕

ご所蔵資料の引用をご許可下さった宮内庁侍従職・宮内庁書陵部に厚く御礼申し上げます。また発表・成稿に際し、陽明文庫文庫長の名和修氏に格別のご高配を賜った。記して深謝申し上げる次第である。